

役員等及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人向陽福祉会（以下「この法人という。」）の定款第九条及び第二三条の規定に基づき、役員等及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員等とは、第四章に定める理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、第二章に定める評議員をいう。
- (3) 費用とは、業務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び、手数料等の経費をいう。また、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等及び評議員に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。

- (1) 役員等 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 役員等及び評議員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事長が理事会の承認を得て決定するものとする。

- 2 役員等に対する報酬の額は、別表1に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等及び評議員の報酬の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- 2 役員等及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会の出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、現金により本人に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等及び評議員が出張する場合は、別に定める職員旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等及び評議員が職務執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議により行うものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年3月1日から改定し、施行する。

別表 1

(役員等の報酬)

1 (理事)

項 目	報酬日額
理事会・評議員会への出席	15,000円

2 (監事)

項 目	報酬日額
理事会・評議員会への出席	15,000円
監査、立会等への出席	15,000円

別表 2

(評議員の報酬)

項 目	報酬日額
評議員会等への出席	15,000円